

令和4年第2回大台町議会定例会

提出議案概要



令和4年6月

報告第 1 号 令和 3 年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書について

【理由】

令和 3 年度中に議決された繰越明許費の繰越額やその財源内訳等の確定の報告を行うため。

【内容】

単位：千円

事業名	総事業費	繰越額
ふるさと納税受付事務等業務委託費	1 2 7, 6 4 1	1 5, 2 1 2
住民基本台帳ネットワークシステム電算委託費	2, 7 3 3	2, 7 3 3
住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	1 4 3, 3 8 8	2 0, 4 6 1
情報収集等業務効率化支援事業	1 2 0	1 2 0
ため池劣化状況・地震・豪雨耐性評価業務委託費	2 1, 0 0 0	2 1, 0 0 0
高性能林業機械等整備事業補助金	2, 8 1 8	2, 7 6 9
林道総門線災害防止対策事業	6, 0 0 0	4, 0 0 0
わんぱく広場キャンプ場整備事業	5 5, 6 0 1	3 9, 8 0 1
キャンプサイト管理棟トイレ改修事業	1 7, 4 2 3	1 1, 2 7 3
道の駅環境整備工事設計業務委託費	1 7, 5 0 0	4, 5 0 0
旧特産品加工施設解体工事設計監理業務委託費	1, 9 3 2	1 9 4
登記業務委託費	1 0, 8 0 0	3 0 0
橋梁耐震修繕設計業務委託費	1 7, 6 0 5	3, 6 2 7
菌地内急傾斜地崩壊対策測量設計業務委託費	3, 9 0 0	3, 9 0 0
土砂災害情報提供システム更新業務委託費	7, 0 0 7	6, 9 3 0
防災用備品（戸別受信機）購入事業	5, 4 3 4	3, 3 0 0
公共土木施設災害復旧事業	6 0, 0 8 0	3 9, 9 7 8
林業用施設災害復旧事業	6, 5 0 0	4, 2 3 0
合 計	5 0 7, 4 8 2	1 8 4, 3 2 8

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大台町税条例等の一部を改正する条例について）

【改正理由】

令和4年度、国の税制改正に伴い「地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）」が令和4年3月31日に公布され、一部の規定を除き、原則として令和4年4月1日から施行されたことから、「大台町税条例」及び「大台町税条例等の一部を改正する条例」の一部改正が必要となったため。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

【改正内容】

➤ 個人住民税

住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化（住宅ローン控除に係る個人の町民税における控除限度額において、これまでの消費税率引き上げに伴う需要平準化対策として講じておりました措置が終了することから、控除限度額を現行の所得税の課税総所得金額等の7%から5%とする措置）等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講ずるなどの改正。

➤ 固定資産税

現下の経済情勢等を踏まえ、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、現行評価額の5%を2.5%とする税負担調整、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅及び前述のうち認定長期優良住宅に該当する住宅の固定資産税の減額に係る適合基準の要件見直し及び改修期限の延長、特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地に係る課税標準の特例の創設などの改正。

➤ その他

- ・ 公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定を整備。
- ・ 固定資産課税台帳に記載される事項について市町村が証明書の交付等をする際、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載する等の所要措置。
- ・ 給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書への当該配偶者等の氏名を記載する等の所要措置。

- ・その他、規定整備に合わせた条項ズレ及び文言の削除や追加

【施行期日】

令和4年4月1日。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大台町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第25条の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中大台町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（大台町税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第12号）附則第2条第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中大台町税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3の改正規定（「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（大台町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

【改正理由】

令和4年度 税制改正大綱が令和3年12月24日に閣議決定されたことに伴い「地方税法施行令等の一部を改正する政令（政令第133号）」が、令和4年3月31日に公布され、国民健康保険税に関する規定が令和4年4月1日から施行されました。このことに伴い、大台町国民健康保険税条例の一部改正が必要となったため。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

【改正内容】

国民健康保険税における負担の公平性を図るため、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げ、併せて用語の整理を行うもの。

課税限度額	現 行		改正後
基礎課税額	63万円	⇒	65万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円		20万円

【施行期日】

令和4年4月1日

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（大台町中小企業者等の経営強化のための固定資産税の特例に関する条例等の一部改正について）

【改正理由】

令和4年度、国の税制改正に伴い「地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）」が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことから、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例との整合性を確認したところ、平成30年に制定した「大台町中小企業者等の経営強化のため固定資産税の特例に関する条例」及び令和3年に一部改正した「大台町中小企業者等による生産性向上実現のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例」の一部改正が必要となったため。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

【改正内容】

令和3年第4回定例会において、当該条例の固定資産税の特例要件を規定する上位法令が「生産性向上特別措置法」から「中小企業等経営強化法」に基づくものと改められたことから、特例の対象となる事業者も「中小企業等経営強化法」に合わせ「中小事業者等」から「中小企業者等」に改めたが、特例の根拠法令となる「地方税法」の「中小事業者等」とした方が法令と整合することから、用語を戻すもの。

【施行期日】

令和4年4月1日

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（大台町介護保険条例の一部改正について）

【改正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援が、令和4年度分にも継続されることが示されたことから、令和4年度分の減免のために期限を延長する必要があるため。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

【改正内容】

条例第10条第2項に規定される保険料の減免申請書の提出期限について、附則第11項中、保険料を令和4年度分までに延長し、令和5年3月31日までに納期限が到来する保険料の減免申請書の提出期限を規則で定める日までとする特例を規定するもの。

【施行期日】

令和4年4月1日

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（大台町過疎対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正について）

【改正理由】

所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことから、大台町過疎対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正が必要となったため。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

【改正内容】

特例の対象となる設備を定義する際の上位法令として引用しております、租税特別措置法の特定地域における工業用機械等の特別償却制度に、新たな規定が整備されたことによる項ズレの改正。

【施行期日】

令和4年4月1日

承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（大台町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について）

【改正理由】

所得税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 号）が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されたことから、大台町大台町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正が必要となったため。

なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。

【改正内容】

特例の対象となる設備を定義する際の上位法令として引用しております、租税特別措置法の特定地域における工業用機械等の特別償却制度に、新たな規定が整備されたことによる項ズレの改正。

【施行期日】

令和 4 年 4 月 1 日

承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度大台町一般会計補正予算（第 16 号））

【理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、予算について専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求めるもの。

【内容】

別冊「令和 3 年度補正予算説明資料（3 月 31 日専決処分）」をご参照ください。

議案第33号 道の駅環境整備工事請負契約の締結について

【契約の概要】

工 事 名：道の駅環境整備工事

入 札 日：令和4年5月24日（一般競争入札・総合評価方式）

契 約 額：127,369,000円

相 手 方：株式会社 西組

工事期限：令和5年3月3日

【内容】

道の駅奥伊勢おおだいの本館に隣接して設置されている公衆用トイレや観光案内所「奥伊勢テラス」、待合やイベント等に活用されているテント下の「わいわい広場」スペースの建替え・増改築及び駐車場の動線を見直し、道の駅をご利用される皆様が、より快適・安全にお過ごしいただけるように環境整備する工事。

【理由】

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定では、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負」と規定されていることにより、議会の議決を求めるもの。

議案第34号 消防備品（消火栓用ホース他）売買契約の締結について

【契約の概要】

事業名：消防備品（消火栓用ホース他）
入札日：令和4年5月26日（指名競争入札）
契約額：4,092,000円
相手方：株式会社 山口商会
納入期限：令和4年9月30日

【内容】

熊内区及び領内地区の消火栓ホース等を交換する。
平成27年度から10年間の計画で町内全域全てを交換する計画で事業開始から8年目。

【理由】

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定では、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い」と規定されていることにより、議会の議決を求めるもの。

議案第35号 千代・柳原辺地に係る総合整備計画の策定について

【理由】

本整備計画については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもので、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備については、同法の適用を受け、特定財源等を除く事業費の地方負担額に対して、辺地対策事業債の借入れが同意され、元利償還額の80%が地方交付税に算入される。

【内容】

令和4年度に実施する町道千代中道線配水管布設替工事6,700千円の財源に、3,300千円の辺地対策事業債を充当する。

議案第36号 栗谷辺地に係る総合整備計画の変更について

【理由】

議案第35号に同じ

【内容】

令和3年度に計画策定済みの林道大西谷線舗装工事について、事業量の増加による計画変更を行い、変更後の事業費23,800千円の財源に、全額辺地対策事業債を充当する。

議案第 37 号 大台町犯罪被害者等支援条例の制定について

【制定理由】

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害を受けた方やそのご家族への支援を総合的に推進し、被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とするもの。

【制定内容】

犯罪被害者等の支援についての基本理念及び犯罪被害者等に対する町、町民等の責務を定めるほか、犯罪被害者等が平穏な日常生活を再開できるように支援金の給付について定める。

【施行期日】

公布の日

議案第38号 大台町営バス条例の一部改正について

【改正理由】

現行条例では、小中学生の通学及び通学以外で学校長が発行する証明書を提示した場合は、無料としているが、保育、認定こども園での行事でも利用することが多いため、町立保育園及び認定こども園が実施する行事に引率する保育士等も証明書を提示することにより使用料を免除することといたしたい。

【改正内容】

第6条第2項ただし書を削る。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(使用料の免除)

第7条 町長は、次に該当する場合は、使用料を全額免除することができる。

- (1) 大台町立小中学生の通学及び通学以外で学校長が発行する証明書を提示した場合
- (2) 大台町立保育園及び大台町立認定こども園が実施する行事の引率として保育士等が乗車する場合で、園長が発行する証明書を提示した場合

【施行期日】

公布の日

議案第39号 大台町地域公共交通協議会設置に関する条例の一部改正について

【改正理由】

既存の大台町地域公共交通協議会については、道路運送法に基づき設置された協議会であるため、当該協議会について「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に基づく機能を追加し、令和4年度から令和5年度にかけて大台町地域公共交通計画（案）を作成し、当協議会にて協議、承認を得るために当該条例の一部を改正するもの。

【改正内容】

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく機能の追加など
 - ・地域公共交通計画の定義づけ
 - ・協議会の所掌事務を追加
 - ・委員数の増 16名以内→20名以内
 - ・専門的な調査、検討を行うための分科会の設置（できる規定）

【施行期日】

公布の日

議案第40号 大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について

【改正理由】

大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例など4つの条例において、現行の規定では、旅費及び実費弁償のうち車賃は「実費」となっておりバス運賃以外に計算する方法がないが、公用車以外で旅行する際は、大台町周辺の公共交通機関の利便性から自家用車により旅行をすることがほとんどであることから、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の単価に準拠し、その車賃の額についてそれぞれの条例に規定するもの。

【改正内容】

次の条例に係る旅費及び実費弁償のうち車賃の額について、実費以外に定額として1kmあたり37円を追加する。

- ・大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・大台町証人等の実費弁償に関する条例
- ・大台町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例
- ・大台町職員の旅費に関する条例

【施行期日】

公布の日

議案第41号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

期日前投票所の管理者及び立会人の選任について、幅広い人員確保の観点から2部制（半日交代制）を導入するにあたり、その報酬額について一部改正を行うもの。

【改正内容】

別表第1（報酬の額）に次の委員等を加える。

名称	区分	報酬	備考
期日前投票の投票管理者（従事する時間が6時間以下の者）	日	5,650円	
期日前投票の投票管理者（従事する時間が5時間以下の者）	日	4,200円	
期日前投票所の投票立会人（従事する時間が6時間以下の者）	日	4,800円	
期日前投票所の投票立会人（従事する時間が5時間以下の者）	日	3,550円	

【施行期日】

公布の日

議案第 4 2 号 大台町大杉谷診療所条例の一部改正について

【改正理由】

平成 2 7 年 4 月に報徳病院から報徳診療所へ移行された際の診療体制の整理に伴い、大杉谷診療所の診療時間を変更していた。この度、職員が時間外診療体制の見直しを進める中で、当該条文に係る改正漏れを発見したため、現行の診療体制を踏まえ一部改正を行うもの。

【改正内容】

条例第 5 条に規定する診療時間について、月曜日を午後 1 時 3 0 分から午後 3 時までとし、金曜日を午前 9 時から午前 1 1 時までとする。

【施行期日】

公布の日

議案第43号 宮川福祉施設組合の解散に関する協議について

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条規定により、令和5年3月31日をもって宮川福祉施設組合を解散することについて、関係市町と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

【組合の概要】

組合の名称	設立年月日	管理者名	構成団体名	事業所所在地
宮川福祉施設組合	昭和34年 8月1日	大台町長	松阪市 多気町 明和町 大台町	大台町江馬260番地

議案第44号 宮川福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、宮川福祉施設組合の解散に伴う財産処分について、関係市町と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

【内容】

同組合の財産について、次のとおり処分する。

- ・特別養護老人ホームやまびこ荘

区分	数量	単位	譲渡価格	帰属先
土地	3（642）	筆（㎡）	5,550 万円	譲渡先法人
建物	3	棟		
物品（車両等）	1	式	無償	

議案第45号 宮川福祉施設組合同規約の変更に関する協議について

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、宮川福祉施設組合の解散に伴い、大台町が事務を承継することとする規約の変更について、関係市町と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

【内容】

宮川福祉施設組合同規約第13条の次に次の一条を加える。

（解散した場合の事務の承継）

第14条 組合が解散した場合においては、大台町が事務を承継する。

議案第46号 令和4年度大台町一般会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和4年度大台町一般会計補正予算（第2号）

議案第48号 令和4年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）

議案第49号 令和4年度大台町水道事業会計補正予算（第1号）

別冊「令和4年度 補正予算（第1号）【肉付分】説明資料（第2回定例会）」、「令和4年度 補正予算（第2号）【通常分】説明資料（第2回定例会）」をご参照ください。